

女性協ニュース

FAX: 03-3875-6270 e-mail: n-ask@irouren.or.jp

男女雇用機会均等法の実効ある改正署名の取り組みを!

3月13日 労働政策審議会雇用均等分科会が行われ、男女雇用機会均等法の見直しについて審議されました。

労働者側委員からは賃金格差が是正されない問題や『待遇』に賃金が含まれていない事が、処遇格差の原因となっている事や、日本の現状はILOからも指摘されており、「具体化のために予算を確保して早急に着手してもらいたい」などの意見が出されました。また、「育児・介護休業を利用するのは女性が圧倒的多数。合理的配慮義務を入れるべき」「はたらきながら妊娠出産することは、困難が付きまとう。男性が育児休暇を取るとキャリアが下がるなど、男性にとっても不利益がある。妊娠出産がリスクにならない配慮が必要だ」との意見が出されました。

雇用の場の男女平等に帰するためには、賃金格差・間接差別など、隠されている差別について、女性自身も気づいていない差別について考え、均等法の学習と個人請願署名をひろげることが重要です。【全労連女性部ニュースNO437、一部抜粋】

～署名数は265筆～ 男性にも広げてください。

*北海道3 *新潟28 *長野95 *群馬5 *宮崎27 *山口1 *埼玉26 *大分21
*沖縄3 *その他56

署名の自由記載欄（要望）

【自由記載 34名分集約の内一部紹介】

妻が第一子出産の際、つわりがひどかったのですが、退社を余儀なくされました。こういった不利益を何とかしてもらいたいです。

・妊婦でも夜8時、9時の帰宅。また通常でも超過勤務後の深夜業務は年々きつくなる一方です。

・妊娠・出産の子育てのための休業期間は勤続年数より引かれます。育休は当然の権利として勤続年数に加えてください。妊娠出産は女性にとっては転勤や資格取得などを考えても大きなマイナス要因になっているのです。

男性に対しても差別待遇はあると思う。男女ともに働く人、全てが平等であるべきだと思う。

男性の過労死や長時間労働サービス残業があたりまえという社会では女性は家庭と両立できません!!

